

越前市水道施設運転管理業務包括委託要求水準書

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この要求水準書（以下「本要求水準書」という。）は、越前市（以下「本市」という。）が管理する取水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設等（上水道、工業用水道を含み、配水管網を除く。以下「水道施設」という。）の運転管理を円滑に行い、水道施設の機能を十分に発揮し、水道施設の適正な運営を図るため、水道施設運転管理業務包括委託（以下「本業務」という。）に係る満たすべき業務の水準を定めるものであり、また、受注者が具体的な実施方法などを提案する上での指針となるものである。

(適 用)

第2条 受注者は、本要求水準書に定める事項を満たす限りにおいて、本業務に関し自由に提案を行うことができるものとする。

2 受注者は、本業務の契約期間にわたって、要求水準を遵守しなければならない。

3 受注者が提出する提案については、本市と受注者が協議を行った上で、その内容を本業務の履行に十分反映させるものとする。

(業務の履行)

第3条 受注者は、水道施設の機能が十分発揮できるよう、本要求水準書、その他関係書類（契約約款、現場説明を含む。）及び関係法令を遵守し、施設及び機器類を適切に運転・維持管理することにより施設の機能を十分に発揮し、安全・安定的な水道水の供給を図るものとする。なお、本要求水準書に記載なき事項であっても、業務遂行上当然に必要なものは受注者の責任においてこれを満足しなければならない。

2 受注者は、本市が実施していた業務を包括的に受託することから、業務従事者に必要な資格者を配置し、適正に業務を遂行する体制を整えるものとする。

3 受注者は、本業務が長期に亘り継続するものであることから、受注者の持つ技術力を活かし、様々な取組みや工夫を行って、業務の効率化や高度化を図るよう努めるものとする。

4 受注者は、本業務が水道水の供給という社会的使命を持つことを認識し、その役割を誠実に行うものとする。

(委託する施設等)

第4条 本市が受注者に委託する施設・場所及び設備等は別紙-1のとおりとする。

(業務の範囲)

第5条 本市が受注者に委託する業務の範囲及び内容は、本要求水準書第2章に示すとおり

とする。

(業務管理)

第6条 受注者は、常に善良なる管理者の責任をもって、業務を履行しなければならない。

2 受注者は、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全衛生の管理に留意し労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに本市に連絡すること。

3 受注者は水道施設の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、水道施設の運転に精通するとともに、業務の遂行にあたって常に問題意識をもってこれにあたり、創意工夫し設備の予防保全に努めること。

4 受注者は地域住民と十分に協調を保ち、業務の円滑な進捗に期すること。

(運転維持管理概要)

第7条 運転能力に関する基準値は、次のとおりとする。

(1) 水質に関しては、本要求水準書第55条(2)ア. 水質管理の水準に規定されたとおりとする。

(2) 水圧に関しては、本要求水準書第55条(2)イ. 水圧管理の水準に規定されたとおりとする。

(3) 水量に関しては、本要求水準書第55条(2)ウ. 水量管理の水準に規定されたとおりとする。なお、参考とする各水道施設の能力を添付-1「浄配水場 施設能力及び年間運転管理指標」に示す。

(従事者の届け出)

第8条 受注者は、従事者の履歴、職種、職階、職務分担等(従事者の資格を証明するものを含む。)を記載した従事者選任届を届け出ること。また、変更ある場合も同様とする。

2 受注者の従事者について業務の履行上著しく不適格と認められる場合は、本市と受注者双方が協議の上、当該従事者を変更することができる。

(職階及び有資格者の基準)

第9条 受注者の従事者の職階及び有資格者の基準は、次のとおりとする。

(1) 総括責任者(業務責任者以上の実務経験を5年以上有し、かつ、受託水道業務技術管理者の資格を有する者)

(2) 業務責任者(業務従事者として同規模以上の水道施設での運転管理業務等の実務経験を5年以上有する者)

(3) 業務従事者(水道浄水施設管理技士3級以上又は第二種電気工事士以上の資格を有する者)

(総括責任者の職務)

第10条 総括責任者の職務は、次のとおりとする。

(1) 受託水道業務技術管理者の業務を行う。

(受託者及び受託水道業務技術管理者の水道法上の義務等)

水道法関係規定	受託者の義務等	受託水道業務技術管理者が 従事・監督する事務
施設基準 (第 5 条)	・施設基準を満たすよう、施設の維持 管理を行うこと	水道施設の施設基準の適合性検査
健康診断 (第 21 条)	・健康診断を行うこと ・健康診断の記録を作成・保存すること	健康診断
衛生上の措置 (第 22 条)	・衛生上の措置を講じること	衛生上の措置
給水緊急停止 (第 23 条第 1 項)	・供給する水が安全でない事を知った ときは直ちに給水を停止し、関係者に 周知させる措置を講じること	給水の緊急停止
受託水道業務技術 管理者の設置 (第 24 条の 3 第 3 項)	・受託水道業務技術管理者を一人置くこと	—
技術管理者の変更 (第 36 条第 2 項)	・国土交通大臣からの受託水道業務技術 管理者の変更勧告に従うこと	—
給水停止命令 (第 37 条)	・国土交通大臣からの給水停止命令に 従うこと	国土交通大臣による給水停止 命令による給水停止
報告徴収、立入検査 (第 39 条)	・国土交通大臣から報告徴収や立入 検査を受けること	—

(2) 技術上の業務を統括する責任者として、受注者の従事者の指揮、監督を行うとともに、技能の向上及び事故防止に努めること。

(3) 契約書、本要求水準書、完成図書、その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、施設の機能を把握し、本市の職員と密接な連絡をとり、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。

(4) 設備及び管理状況を常に的確に掌握し、いかなる場合においても対処できる体制に努めること。

(業務の一部再委託)

第11条 本業務の実施にあたり、受注者は、書面により本市の承認を受けた場合に限り、その業務の一部を他の者に再委託し、又は請け負わせることができる。ただし、受注者は業務の実施にあたっては工程管理、業務実施確認等、その業務が完了するまで責任をもって監督するものとする。

2 本市は、再委託等を行うことにより、業務の確実な履行が見込めないと認めるときには承認しないことができる。また、業務の全部を再委託することはできないものとする。

(資料の保管)

第12条 受注者は、貸与された資料、関係書類等について責任を持って保管するものとし、本市の許可無くそれらを外部に持出し、又は提供してはならない。

(盗難、火災等の防止)

第13条 受注者は、受託施設の火災防止、盗難防止に努めなければならない。

(安全管理)

第14条 受注者は、本業務の実施にあたり、保安設備等の改善が必要と思われる場合は、本市に速やかに報告しなければならない。

- 2 受注者は、感電、薬品類、ガス、酸欠空気、転落、その他業務遂行上危険が見込まれる場合は、本市に速やかに報告するとともに保安上必要な対策を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。
- 3 受注者は、従事者が危険な作業を行う場合は、関係法令を遵守し、安全教育を実施して、作業の安全確保を図らなければならない。

(危機管理対応)

第15条 受注者は、震災、停電、施設の故障、水質異常等の緊急事態が発生した場合及び警備に伴う異常事態が発生した場合に備えて、緊急連絡体制を整備するとともに、業務従事者を非常招集できる体制を確立し、必要な応急措置を行える準備をしておかなければならない。

- 2 受注者は、緊急事態が発生した場合は、必要な初期対応を行ったのち速やかに緊急連絡表に基づき本市に連絡しなければならない。
- 3 受注者は、震災、停電、施設の故障、水質異常等緊急事態の初期対応の考え方について、本市の危機対応マニュアル等を参考にして、本市に提案書を提出すること。
- 4 受注者の提案に基づき、本市と受注者双方協議の上、詳細な危機管理対応を定めるものとする。

(環境への取り組み)

第16条 受注者は、環境への取り組みについて、特に、次の項目について配慮すること。

- (1) 環境への負荷の軽減に向けた取り組み
- (2) 浄水場の省エネ・低コストに関する取り組み

(事業実施計画書)

第17条 受注者は、別に定める期間までに事業実施計画書を策定し、本市に提出するものとする。事業実施計画書には、次の事項について記載しなければならない。

- (1) 本委託における主たる業務の実施計画（工程）の概要
- (2) 主たる業務計画書、報告書類の提出、業務検査に関する計画
- (3) その他必要な計画

(年間業務計画書)

第18条 受注者は、当該年度毎に年間業務計画書を策定し、本市に提出するものとする。年間業務計画書には、次の事項について記載しなければならない。

- (1) 業務概要に関すること。
業務方針及び業務の概要

(2) 業務組織に関すること。

業務組織表、業務分担表、緊急時体制表

(3) 業務計画に関すること。

年間業務工程表（運転管理・設備点検）、労務工程表

(4) 業務方法に関すること。

業務方法・要領及び運転指標、設備点検基準（周期、項目等）

(5) 安全衛生管理に関すること。

安全衛生管理対策、安全衛生管理計画表、研修計画表、安全衛生管理組織表

(6) 保全・保安管理に関すること。

保全・保安教育の内容、保全保安教育実施予定表

(7) 各種報告書様式

(8) その他必要事項

(年間業務計画書の要領)

第19条 前条の「年間業務計画書」の作成要領は次のとおりとする。

(1) 年間業務計画書は、日本産業規格A版により作成し、原則としてA4又はA3とする。

2 年間業務計画書を構成する作成要領は、次のとおりとする。

(1) 「業務概要に関すること」は、水道施設の重要性に鑑み、その目的を達成するための委託業務における管理の基本方針及びその概要について、委託業務に対する考え方が把握できるよう記載すること。

(2) 「業務組織に関すること」は、業務委託を遂行する上で必要な組織及び体制について、業務組織・業務分担・緊急時体制・その他の組織など、その体制を、その目的と系統及び分担等が明確に把握できるよう記載すること。

(3) 「業務計画に関すること」は、安全で安定的に浄水を供給するための運転計画や設備点検、水質管理等について、年間を通じて各業務計画が把握できるよう記載すること。

(4) 「業務方法に関すること」は、水道施設を安定的に管理運営していくための運転指標や各設備の運転方法及び要点（ポイント）、日常及び巡回点検の内容・点検頻度・点検要領、清掃の内容・清掃の要領等、その他必要な事項について具体的に記載すること。

(5) 「安全衛生管理及び保全・保安管理に関すること」は、事故、災害等を未然に防止し、安全に委託業務を遂行するための安全衛生管理にかかわる基準や安全衛生管理に関する組織体制等及び保全・保安管理の教育等について具体的に記載すること。

(6) 「各種報告書様式」は、契約書、本要求水準書等で報告義務を課せられている報告書及び本市が要求する報告書のほか、業務上必要と思われるものについて、様式を作成

する。

(月間業務計画書及び月間業務報告書)

第20条 受注者は、業務計画について、あらかじめその内容を本市と協議し、決められた諸事項を満たす月間業務計画書を提出しなければならない。なお、詳細な諸事項が必要な場合は、月間業務計画書に添付して提出すること。

2 受注者は、月間業務計画書を変更する必要がある場合は、その都度本市と協議しなければならない。

3 受注者は、月間業務計画書に基づき業務を遂行し、その月間業務が終了した際には、速やかに月間業務報告書を提出しなければならない。なお、月間業務報告書は、月間業務計画書で計画した諸事項に対して、その実績が明らかになるよう記載すること。

(業務記録等の整備)

第21条 受注者は、業務記録など業務の履行又は確認に必要な書類を常に整備し、本市が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

(業務計画書、報告書等)

第22条 受注者は、本要求水準書第2章に定めるところにより運転監視、設備点検等、その他業務の履行に係る計画書、報告書を速やかに提出しなければならない。

(報告書等の提出及び協議)

第23条 受注者は、受注者が作成して本市の承認を得た様式に従い、業務日報、月間業務報告書、年間業務報告書及び点検整備報告書等を業務実施後、遅滞なく本市に提出しなければならない。また、業務日報、月間業務報告書、年間業務報告書及び点検整備報告書等の報告事項の中に技術的問題がある場合は、その都度本市に報告し、協議しなければならない。

(保全・保安教育及び訓練)

第24条 受注者は、作業、維持（運転、監視、巡視、点検、測定等）又は運用に従事する者に対して、水道施設の保全・保安に関し必要な知識及び機能に関する教育をしなければならない。

2 受注者は、作業、維持又は運用に従事する者に対し、事故その他災害が発生したときの措置について、危機管理マニュアルを作成し、実地指導、訓練を行わなければならない。

(貸与品等)

第25条 本業務の実施に際し、受注者が業務遂行上必要とする完成図書、特殊工具等の貸与品等は本市が無償で貸与する。

2 貸与品等については、受注者が台帳等を作成し、その保管状況を常に掌握し管理する。なお、受注者の故意又は過失により貸与品等に毀損、盗難、紛失等があった場合は受注者が弁償しなければならない。

3 第1項に定める貸与品等は別紙-2のとおりとし、貸与品の引渡場所及び引渡時期は、本市と受注者が協議して定める。

(整理整頓等)

第26条 受注者は、施設建物及びその周辺を常に清掃し、不要な物品等を整理しなければならない。

(事務室等の自主管理)

第27条 受注者は越前市村国浄水場の一部を事務室等として使用する場合には、本市の許可を受けるとともに、受注者の責任において維持管理を行わなければならない。この手続については、契約約款による。

2 事務室等は無償で供与するが、使用期間中、受注者の責任で汚損等があった場合は、受注者の負担とする。

(従事者の服装等)

第28条 受注者は、従事者に安全かつ清潔な統一した服装をさせ、胸に名札を着用させるとともに、対応については部外者から指摘を受けないようにしなければならない。

(火災の防止)

第29条 受注者は、水道施設の火災を未然に防止するため、火気取扱責任者を選任し、火気の正確な取扱い及び後始末を徹底しなければならない。

(水道施設の一般管理)

第30条 受注者は、受託業務履行にあたり、次に掲げる法規を遵守することを基本とし、業務の実施、水道施設の保安等について、十分注意を払わなければならない。

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 職業安定法
- (4) 労働者災害補償保険法
- (5) 水道法
- (6) 電気事業法
- (7) 消防法
- (8) 騒音規制法
- (9) 水質汚濁防止法
- (10) 大気汚染防止法
- (11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (12) エネルギーの使用の合理化に関する法律
- (13) 個人情報の保護に関する法律
- (14) 越前市条例等

(15) その他この契約の履行に関する法律

(16) 監督官庁からの指示命令等

- 2 受注者は、業務遂行上で必要な諸事項について、本市と打合せ、協議等を行った場合は、その都度その内容を議事録として整理し、本市に提出し承認を受けるものとする。

第2章 業務範囲及び内容

(業務の実施)

第31条 受注者は、本業務の実施体制等について、契約締結後速やかに本市が定めた監督員と打合せを行い、年間業務計画書を作成して本市の承認を得なければならない。

- 2 年間業務計画書に記載が必要な事項は本要求水準書によるものとする。
- 3 本市は、前項において承認した業務の実施体制であっても、本業務の遂行上必要があると認められるときは、文書で改善を申し入れることができるものとする。この場合において、受注者は誠意をもってこれに対応しなければならない。
- 4 本市は、緊急を要すると判断した業務については、受注者に他の業務に優先して実施するよう指示することができるものとする。この場合、受注者は本市の指示に従い対応するものとする。
- 5 受注者は、運転管理、図書類及び機器等に精通し、適切な運転・操作を行い、誤操作防止に努めなければならない。
- 6 受注者は、常に安全衛生管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、業務従事者全員に水道法に規定する健康診断（概ね6ヶ月ごと）を実施し、本市に報告しなければならない。健康診断の検査項目は、赤痢菌・チフス菌・パラチフス菌・サルモネラ菌・腸管出血性大腸菌（O157の血清型含む）を対象とする。健康診断を実施した場合は、これに関する記録を作成し、健康診断を行った日から起算して1年間保管すること。

(業務の範囲)

第32条 業務の主な内容は次のとおりとし、第33条以降に規定するものとする。

- 2 運転監視業務の主たる内容は以下のとおりとする。
- (1) 水道施設の運転監視
 - (2) 水道施設の機器運転操作、機器切換
 - (3) 水道施設の故障・緊急時の初期対応・緊急連絡
 - (4) 停電時の対応
 - (5) 各種データの記録、整理
 - (6) 業務日報、月間業務報告書及び年間業務報告書作成
 - (7) その他業務上必要な諸作業
 - (8) その他、本市が必要とする事項

3 巡視点検・設備保全業務の主たる内容は以下のとおりとする。

- (1) 水道施設（施設・機械・電気・計装設備等の状態確認、機器切換、工業用水道検針等）の巡視点検
- (2) 水道施設（機械・電気・計装設備等）の不具合調査、整備、軽微な故障の修繕
- (3) 水道施設の防犯状況、施設の施錠の確認
- (4) 水道施設等の水質状況確認
- (5) 薬品の注入率管理
- (6) 薬品等の在庫量確認
- (7) 取水口の清掃、詰りの解除など取水量の確保
- (8) 法令点検（危険物地下タンク等点検、自家用電気工作物点検）
- (9) 工業用水道検針
- (10) 点検計画表・点検報告書の作成・整理
- (11) 本業務で実施する修繕業務等に対する設備台帳の情報更新
- (12) 月報及び年報の作成
- (13) その他、本市が必要とする事項

4 水質管理業務の主たる内容は以下のとおりとする。

- (1) 水処理状況確認業務（県水及び原水、浄水についての色、濁り、残留塩素などの確認）
- (2) 水道施設の運転管理上で必要な通常的水質管理
- (3) 薬注管理業務（薬品の注入率管理）
- (4) 本市が作成する定期水質検査実施計画表に基づく原水の採水業務
- (5) 水質計器の清掃・校正
- (6) 臨機の措置及び緊急対応
- (7) 検査結果の記録及び報告、資料の整理
- (8) その他、本市が必要とする事項

5 防犯業務の主たる内容は以下のとおりとする。

- (1) 水道施設の施錠確認及びセキュリティ監視設備の操作
- (2) 水道施設のフェンスの確認及び建物周辺の巡視業務
- (3) 侵入警報発生時の対応
- (4) (1) から (3) までの記録、結果の報告
- (5) その他、本市が必要とする事項

6 維持管理業務の主たる内容は以下のとおりとする。

- (1) 水道施設等の清掃業務
- (2) 水道施設等の敷地内の除草及び植栽管理

- (3) 水道施設等の敷地内の除雪・排雪業務
 - (4) 水道施設等の産業廃棄物処理業務の補助業務
 - (5) 水道施設等の場内及び場外の整理整頓、清潔の維持
 - (6) (1) から (5) までの記録、結果の報告
- 7 事務業務等の主たる内容は以下のとおりとする。
- (1) 諸計画の作成
 - (2) 各種報告書類の作成
 - (3) 本市の設備台帳への入力・更新
 - (4) 健康診断の実施と記録の保管
 - (5) その他業務履行上必要な事務等
- 8 修繕等業務の主たる内容は以下のとおりとする。
- (1) 見積額200万円（消費税込み）以下の修繕の実施
 - (2) 水道施設等の設備・機器等に故障が発生したときの初期対応と軽微な修理
 - (3) 水道施設等の修繕計画作成、工事施工
 - (4) セキュリティ監視設備の修繕（赤外線監視装置・ケーブル類除く）
 - (5) (1) から (4) の記録、結果の報告
 - (6) その他、本市が必要とする事項
- 9 管理・調達業務の主たる内容は以下のとおりとする。
- (1) 薬品類の在庫管理及び調達
 - (2) 試験用試薬の在庫管理と調達
 - (3) 水道施設の電力の調達
 - (4) 水道施設の燃料（ガソリン、軽油等）の在庫管理と調達
 - (5) 通信手段の調達
 - (6) 備品・消耗品類の調達
 - (7) 巡視点検及び水質計器校正に用いる各種計測機器の精度管理
 - (8) 安全衛生関係部品の調達
 - (9) (1) から (8) までの記録、結果の報告
 - (10) その他、本市が必要とする事項
- 10 漏水調査業務の主たる内容は以下のとおりとする。
- (1) 現場下見調査
 - (2) 戸別音聴調査
 - (3) 弁栓音聴調査
 - (4) 路面音聴調査
 - (5) 漏水確認調査

(6) 流量測定調査

(7) 調査計画書・調査報告書の作成・整理

1 1 業務引継ぎの主たる内容は以下のとおりとする。

(1) 業務委託期間を通じて、引継ぎ事項を記載した引継書を作成する。

(2) 本業務の業務引継ぎ期間は、本契約締結日から令和8年3月末までの間で、本市と受注者協議の上設定する。

(3) 受注者は、新たな越前市水道施設運転維持管理業務受託者に対し、水道施設運転・保守・維持・調達・修繕・水質等管理業務、事務等の引継ぎを行う。

(4) 引継ぎ内容の記録及び報告

(5) その他、本市が必要とする事項

1 2 その他、以下の内容を含むものとする。

(1) データの記録・分析・管理

(2) 村国浄水場への電話対応

(3) 緊急時における本市の職員への通報

(4) 施設見学者対応協力

(5) その他業務上必要な諸作業

(6) (1) から (5) までの記録、結果の報告

(施設の運転)

第33条 業務対象施設設備の運転は、平常時において毎日24時間とする。ただし、テロ及び天災等による事故及び重故障等、現状予測し得ない事象が起こり、緊急回避として設備停止に至った場合等については、別途協議し、本市が運転方法を指示する。

(施設の制御及び監視)

第34条 受注者は、制御及び監視により、異常を発見した場合又は変更が必要な場合は、その都度速やかに本市に報告し、その指示に従い処置を行う。ただし、次に掲げるものは、受注者の判断で実施後、本市に報告することにより処置できるものとする。

(1) 浄水過程における、経済的かつ適正な運転管理

(2) 取水・送水設備の適正な流量管理

(3) 県水契約水量の受水管理

2 制御及び監視は、次のとおりとする。

(1) 受変電設備の監視

(2) 取水流量、ろ過流量、送水流量、配水流量の監視及び制御

(3) 取水設備の監視及び制御

(4) 浄配水場内各池の水位及び流量などの監視及び制御

(5) ポンプ施設の流量監視及び制御

- (6) 緩速ろ過池の運転監視及び制御
- (7) 濁度、pH値、残留塩素等水質の監視
- (8) 薬品等の注入量の監視及び制御
- (9) 薬品等の残量記録・在庫管理
- (10) 薬品等の取扱い及び受け入れ立会い

3 受注者は、運転の変更、故障、警報の発生等運転監視に必要なものについて記録しなければならない。

(巡視点検)

第35条 受注者は、当該年度の年間業務計画書に基づき、水道施設の次の巡視点検を実施するものとする。

- (1) 受変電設備
- (2) 薬品注入設備
- (3) 建築付帯設備
- (4) 浄配水場内各池の状況
- (5) 加圧ポンプ及び送水ポンプ設備
- (6) 緩速ろ過設備
- (7) 計装設備
- (8) その他業務上必要な巡視

(機械・電気設備の点検)

第36条 受注者は、当該年度の年間業務計画書に基づき、次に掲げるところにより、機械・電気設備の点検を実施するものとする。

- (1) 機械・電気設備の点検は、別紙-1に記載する設備について実施する。
- (2) 機械・電気設備の点検、試験は、別紙-3、別紙-4に記載する基準により年間業務計画書を作成し、点検基準及び点検計画に基づき実施する。

(調整及び交換)

第37条 受注者は、各種機器・計測計器が正常に動作するように努めること。

(軽微な補修等)

第38条 受注者は、保守点検により発見した不良箇所もしくは、故障の発生により破損した箇所の内、現場で修理可能なものについては修理し、作業終了後速やかに本市に報告し、後日、修理の状況を記した書類を提出すること。ただし、当該事象が水道施設に重大な影響を及ぼす恐れがある場合においては、応急措置を行うと共に、本市に連絡し、その対応について協議する。

2 カメラ、工具類、安全対策器具については受注者の負担とする。

(修繕・改修計画の作成)

第39条 令和8年度以降の各施設の修繕計画は、本市と受注者があらかじめ協議し、受注者が前年度までの運転管理及び保守点検の実績を基にこれを作成する。

(法令等の点検)

第40条 受注者は、当該年度の年間業務計画書に基づき、次の各号に掲げる法令等の点検を実施するものとする。なお、実施に際しては、当該点検実施に必要な有資格者を配置すること。

- (1) 別紙-5-1に示す危険物点検
- (2) 別紙-5-2に示す天井クレーン年次点検
- (3) 別紙-6に示す自家用電気工作物点検

2 前条各号の点検に当たっては、当該各号に係る法令を遵守し実施すること。

(清掃及び植栽管理等)

第41条 受注者は、当該年度の年間業務計画書に基づき、次に掲げるところにより水道施設の清掃及び植栽管理などを行うものとする。

- (1) 清掃は、別紙-7に示す範囲について実施するものとする。
- (2) 除草などの植栽管理は、別紙-8に示す範囲について実施するものとする。
- (3) 除雪は、別紙-9に示す範囲について実施するものとする。

2 受注者は前項によるもののほか、必要に応じて適宜清掃、除草、除雪等を実施し、労働安全の確保、周辺住民への配慮及び水道施設の衛生の確保に努めること。

(設備の保守点検)

第42条 受注者は、施設の性能を十分に発揮させるため、各種設備・機器の保守点検を行うものとする。

2 保守点検は、各種設備・機器及び計測計器の指針値等を巡視し、異常（破損・異音・異臭・高温・漏油・漏水・浸水等）が無いかを確認する。異常を認めたときは、本市に報告するとともに必要な措置を講ずること。また、各種機器・計測計器が正常に稼働するよう整備（清掃や各種消耗品の交換及び補充など）を行うこと。

3 各種消耗品の交換及び補充を行う場合は、1件当たり200万円（消費税込み）以下の軽微なものに限り、本市と協議した後、受注者が速やかに購入及び交換・補充を行うこと。

(機器の故障の対応と軽微な修理)

第43条 受注者は、日常点検において不良箇所を発見したとき、又は設備・機器類に故障が発生したときには速やかに本市に報告し、必要な初期対応を行うこと。

2 故障の修理が1件当たり200万円（消費税込み）以下の軽微なものである場合には、本市と協議した後、受注者が速やかにこの軽微な修理を行うこと。ただし、緊急を要する場合は、軽微であるにかかわらず必要な応急措置を講じるとともに、速やかに本市に報告すること。

- 3 受注者は、修理を行った場合は、後日、修理の状況を記した書類を本市に提出しなければならない。

(修繕等業務)

第44条 受注者は、第38条第1項において、軽微な補修等では機能回復が困難なものについては次の各号により修繕等の対応を行うものとする。

- (1) 当該修繕額が1件当たり200万円（消費税込み）以下のときは、事前に本市に報告し承諾を得て受注者が実施する。
 - (2) 当該修繕額が1件当たり200万円（消費税込み）を超えるときは、原則として本市が実施する。
- 2 受注者が行う修繕業務は、当該年度に示した額に対し±3%を超える場合は、本市と受注者相互に清算する。
 - 3 前項において、受注者の委託料の範囲で負担することが適当であると認められるときは、前項の規定によらず、当該修繕は受注者が受注者の費用により実施するものとする。
 - 4 緊急やむを得ない場合は、前第1項及び第2項の規定にかかわらず、受注者は本市の口頭での了解により当該修繕を実施するものとする。この場合の当該修繕に係る費用については、本市と受注者協議により決定する。

(水質管理)

第45条 受注者は、当該年度の年間業務計画書に基づき、水質管理を行うものとする。

- 1 受注者は、運転管理上で必要な水質管理計画を作成し、水道施設の自主水質検査を実施し、水質管理を行うこと。
- 2 受注者は、前項にかかわらず、原水水質及び浄水処理の状況などを把握し、必要に応じて水質検査を行い、浄水水質の確保を図ること。

(調達及び管理)

第46条 受注者が調達する物品などは、次に掲げるものとする。

- (1) 別紙-10に示す施設の電力の調達
 - (2) 別紙-11に示す施設の通信の調達
 - (3) 消耗品（試験試薬・チャート紙など）の調達
 - (4) 燃料（軽油等）の調達
 - (5) 薬品類（次亜塩素酸ナトリウム、苛性ソーダ）の調達
 - (6) 別紙-12に示す個別排水処理施設料金の調達
 - (7) 本市が受注者に貸与する別紙-2の備品I種の備品類に関し、必要とする消耗品類
- 2 受注者が管理すべき物品などは、次に掲げるものとする。
 - (1) 前項各号に掲げる調達物品等
 - (2) その他本業務上で管理すべきもの

(廃棄物の取扱い)

第47条 水槽類の清掃等により水道施設から排出される砂・汚物等に係る産業廃棄物の処理処分及び手続については、本市が行う。

(漏水調査業務)

第48条 受注者は、本要求水準書に基づき適正な漏水調査業務を実施するものとする。

(1) 調査業務量

- ア. 戸別音聴調査 49,925戸/5箇年 (令和6年度末の給水栓数 35,567戸)
- イ. 弁栓音聴調査 240.9km/年
- ウ. 夜間流量測定 年2回 15区画 (区画は別紙-1 3 流量測定ブロック図の通り)
- エ. 路面音聴調査 昼間47.5km/年 夜間47.5km/年 計95.0km/年
- オ. 漏水確認調査 23.8km/年

(2) 管理技術者・調査士の配置

- ア. 管理技術者は、現場調査経験5年以上とし、業務期間中必ず現場に常駐するとともに監督職員と緊密な連絡をとり、その指示に従って業務の円滑な進行を図らなければならない。
- イ. 調査技師は、現場調査経験3年以上とする。
- ウ. 調査士は、現場調査経験1年以上とする。
- エ. 常駐する調査員は、管理技術者1名以上とする。
- オ. 業務に際し、監督職員の指示に従わない者、もしくは監督職員が不相当と認めた者は、書面をもって必要な措置を取るよう求めることができる。

(3) 業務委託施工計画書の作成

- ア. 施工計画書は、周知を要する契約書の各条項及び業務実施上の関係各規準の趣旨をよく理解して、管理技術者が作成すること。
- イ. 業務は、本市の承諾を得た施工計画書に従い、実施するものとする。
やむを得ず工程を変更する場合、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。

(4) 安全対策

- ア. 受注者は、業務の実施に際し、事故防止に努めなければならない。
- イ. 履行場所においては、常時、保安対策を施すとともに交通状況についても十分に配慮し、万全を期さなければならない。
- ウ. 受注者は、業務の実施に影響を及ぼす事故、人命の損傷を生じた事故、第三者に損害を与えた事故等が発生した場合は、緊急措置を実施後、遅滞なく監督職員に報告をしなければならない。
事故に対しては、天災を除き受託者の責任において、全て処理するものとする。

(5) 公害防止

ア. 調査実施に際し、騒音等の公害発生については、関係法規を厳守するものとする。

(6) 業務記録写真

ア. 受注者は、監督職員と協議の上、業務記録写真を作成しなければならない。

(7) 成果品

ア. 受注者は監督職員と協議の上、年度毎に成果品を提出しなければならない。

(8) 提出書類

ア. 各年度当初

- ①年度業務着手届
- ②管理技術者及び照査技術者届
- ③管理技術者及び照査技術者略歴届
- ④業務工程表
- ⑤業務施工計画書
- ⑥その他（監督職員が指定するもの）

イ. 各年度末

- ①年度業務完了届
- ②成果品（書面で各1部、電子データで各1部）
 - ・漏水調査報告書 1部
 - ・流量測定調査データ 1部
（流量分布図・夜間最小流量グラフ含む）
 - ・業務記録写真 1式
 - ・漏水地点位置図 1部
- ③その他（監督職員が指定するもの）

(9) 調査の実施

ア. 受注者は、業務着手前に所定の仕様書等に基づき、綿密に調査を実施しなければならない。

イ. 業務においては、通風が不十分な場所、ガスの漏洩箇所付近、下水道によるガス発生等の起き得るマンホール内等で立ち入り調査を行う場合は、各関係機関の基準に従い、予防措置を講じなければならない。

ウ. 受注者は、当日の業務内容を記載する日報と漏水地点を確定した漏水地点報告票を、翌日に提出すること。

また、各区の調査終了後は、速やかに漏水地点集計表の作成を行うこと。

エ. 業務従事者（以下「調査員」という）は、上下水道課委託業務員であるという自覚を持ち、付近住民と接する場合は誠実な態度で応じなければならない。

なお、身分証明書を必ず携帯し、要望があった場合は、提示しなければならない。

オ．調査員は業務のため私有地に入るときは、業務内容を所有者（使用者）に説明して了解を得なければならない。

カ．夜間業務の場合、付近住民に不信感を与えないよう、必要に応じて事前に説明等を行うこと。また、交通事故防止のため安全ベストを着用すること。

キ．調査用図面は、監督職員が特に指定しない限り、配管平面図（以下「配管図」）・住宅地図を使用するものとする。

ク．業務に必要な機材及び消耗品は、使用機材一覧表を作成し、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

(10) 現場調査

ア．現場調査は、事前調査にて調査場所及び調査方法を決定するとともに、下記に示す調査作業を全て行う。

なお、本業務においては、夜間最小流量(漏水量)が調査結果を判定する指標となるため、流量調査は必ず実施すること。

(ア) 現場下見調査

①現場調査前に、業務施工計画書・業務用図面等を持参の上、調査対象区域を現場にて確認することをいう。

弁栓等及び配水管路が不明の場合には、速やかに監督職員へ連絡すること。

(イ) 戸別音聴調査

①給水装置での漏水発見を目的とした調査である。

②宅内の量水器・止水栓の目視確認及び音聴棒等による聴音確認を行うこと。

③対象が宅地内にある為、立ち入りを考慮し昼間作業とする（作業実施時間は8時30分から17時00分までとする）。

④宅地内の立ち入りには、住民に協力をお願いし、トラブルを避けること。

⑤異常音（漏水音）並びに地上漏水がある場合は、直ちに監督職員へ報告すること。

(ウ) 弁栓音聴調査

①配水管付帯設備（仕切弁・消火栓・空気弁・スリース弁等）を音聴棒等により直接調査すること。

②異常音（漏水音）並びに地上漏水がある場合は、直ちに監督職員へ報告すること。

(エ) 路面音聴調査

①交通量の少ない時間帯に、戸別音聴調査又は弁栓音聴調査において異常音（漏水音）がある管路については、漏水探知機等を使用して漏水音を発見する調査で

ある。

(オ) 漏水確認調査

- ①異常音（漏水音）箇所においては、事前に配管図又は給水台帳等により、配管を確認しておくこと。
- ②異常音（漏水音）箇所をボーリング作業等により漏水の有無を確認すること。
- ③確認した漏水地点は、スプレー等によりマーキングをすること。
- ④給水管漏水又は残存管漏水の場合は、可能な限り分水栓位置も調査し、マーキングをすること。

(カ) 流量測定調査

- ①事前流量調査をブロック別を実施し、夜間最小流量（漏水量）の確認を行い、各ブロック別の調査方法を決定する。

上記調査の結果、異常値を示したブロックについては、後日、改めて、路面音聴調査等を行うものとする。

- ②調査時間は、原則として、使用流量が少ない夜間調査（0時～6時）を行うものとする。

- ③弁栓を調査員が取り扱う場合は、監督職員と必ず事前打合せを行い、調査技師以上の者が慎重に行わなければならない。

なお、超音波流量計は2台以上準備すること。

また、測定データは、流量計に内蔵されているデータログに蓄積し、調査終了後にトレンドグラフを作成(使用水量把握)すること。

- ④流量測定調査中は、バリケード及び照明など十分な保安施設を施すこと。

- ⑤調査員は、主任技師1名又は調査技師1名を班長として、本市と受注者の2班体制で行うものとする。

(11) 特記事項

ア. 目標値の設定

- (ア) 調査実施にあたっては、年度ごとに本市と協議して年間目標有効率（有収率）を設定し調査を実施すること。

イ. 配水量の監視

- (ア) 調査期間中は、村国浄水場において、夜間最小流量の変化を監視すること。

ウ. 漏水調査業務完了の検査

- (ア) 受注者は、年度ごとに有効率（有収率）を確認後、上下水道課の検査を受けなければならない。

エ. 漏水調査業務の完了

- (ア) 本市の年度ごと及び契約最終年度の漏水調査完了検査に合格後、年度ごと及び

契約最終年度の業務完了とする。

(就業形態)

第49条 受注者は、業務の履行にあたり原則として次の業務形態により行うものとする。

- | | |
|------------|-----------|
| (1) 運転管理 | 24時間 |
| (2) 巡視点検 | 計画による |
| (3) 保守管理等 | 計画による |
| (4) 維持管理 | 計画による |
| (5) 水質管理 | 計画による |
| (6) 修繕の実施 | 計画又は必要の都度 |
| (7) 調達及び管理 | 計画による |
| (8) 緊急時 | 必要の都度 |

ただし、水道施設の設備が自動化又は省力化等により、業務形態を変更しても所定の能力が確保されるような場合には、本市と受注者双方が協議の上、業務形態を変更できるものとする。

(水道施設運転管理業務要領)

第50条 受注者は、本業務の履行にあたっては、事業実施計画書に定める業務方法・要領及び運転指標、設備点検基準（周期、項目等）等によるものとする。

(要求水準の未達)

第51条 受注者の原因で本要求水準書に求める要件が満足できなくなった場合は、受注者は速やかに本市に報告するものとする。この場合において、受注者は原因を究明し、満足すべき要件が達成できるように適切な措置を講じて、状況を改善するものとする。

2 要求水準の未達が水道利用者に重大な影響を与えるような場合、本市及び受注者は協力して、その改善に努めなければならない。

3 要求水準の未達に対する罰則は、十分な調査をもとに本市と受注者が協議して決めるものとする。

(業務の中断)

第52条 受注者は、やむを得ない事情により本業務を中断するときは、あらかじめその旨を本市に連絡するとともに、本市と協議して業務に支障を生じることのないように努めなければならない。

(業務実施要領の決定)

第53条 受注者は前条の各業務を実施する上で留意すべき点、効率的・効果的業務方法などについて年間業務計画書に示し、提出すること。

2 受注者が提示した提案内容に基づき、本市、受注者協議して詳細な業務実施方法を定めるものとする。

(運転管理業務体制)

第54条 受注者の運転管理業務体制は次のとおりとする。

(1) 運転監視業務

ア. 業務は通年で、24時間勤務とし、最低1名を村国浄水場に常駐させ、施設の運転監視及び連絡受付業務を行うこと。

(2) 巡回監視業務

ア. 業務を履行する上で適正かつ必要な人員を配置すること。

イ. 業務は通年で、昼間勤務とする。

(3) 電気及び機械設備の保全業務

ア. 業務を履行する上で適正かつ必要な人員を配置すること。

イ. 業務は平日の昼間勤務とする。

ウ. 自家用電気工作物の保安管理において「みなし設置者」として次に掲げる業務を実施すること。

(ア) 自家用電気工作物の維持・技術基準適合維持（電気事業法第39条規定事項）

(イ) 自家用電気工作物の保安規定の作成・届出、変更の届出、規程の順守（電気事業法第42条規定事項）

(ウ) 電気主任技術者の選任、届出（電気事業法第43条規定事項）

(4) 事業実施計画書に各管理業務に関する業務体制、責任分担、配置人数などについて、受注者の業務実施に関する方針、考え方、具体方法等をまとめて提出すること。

(5) 休憩時間、休息時間、週休日等の就業については、本市の職員の勤務時間、休暇等に関する条例を参考にして定めること。

(6) 総括責任者は、平日昼間常勤しなければならない。総括責任者が不在の場合は支障なく代わりに業務を行える者が常駐すること。

(業務要求水準)

第55条 本市は、本業務を履行する上で、受注者が最低限満たすべき要件を次のとおり定める。尚、その具体的な手法については、受注者が提案の中で示し、本市との協議を行った上で、その提案を事業実施計画書に反映させて、本市に提出すること。

(1) 業務の基本的水準

受注者は、自らのノウハウを最大限活用し、水道施設等の運転管理及び維持管理を主体的に行い、良質な浄水を安定的に供給しなければならない。また、現行のサービス水準を維持することはもとより、その向上を図り、安定供給が確保できる十分な業務遂行体制により臨むこと。

更に、業務の公益性を十分理解し、需用者や地域住民等に対する適切な配慮を行うこ

と。また、環境に対して十分配慮し、環境負荷の軽減に向けた取組みを推進すること。

(2) 施設の運転管理及びその他関連業務

ア. 水質管理の水準

受注者は、水質管理の方法を明記した計画を作成し、原水水質の変化に対応するため浄水処理工程における水質管理を徹底することとする。

水道法に定める水質基準項目の水準については、これまでの省令などを参照して遵守するものとする。

水質管理に関する要求水準は、以下のとおりとする。

○給水区域末端部での残留塩素管理を考慮し、各施設の出口での遊離残留塩素を以下のとおりとする。

ただし、この範囲内にあっても給水区域末端部での遊離残留塩素は0.1mg/ℓ以上を維持すること。

目標残留塩素

次亜塩素酸ナトリウム 注入施設	残留塩素測定場所	目標残留塩素(mg/l)	
		11月～4月	5月～10月
王子保浄水場	場内残留塩素計	0.32	0.32
向新保送水場	場内残留塩素計	0.30	0.40
味真野東部送水ポンプ場	場内残留塩素計	0.25	0.40
余川送水ポンプ場	味真野東部送水ポンプ場 給水栓	0.15	0.20
文室加圧ポンプ場	文室町 消火栓 (参考：場内残留塩素計)	0.20	0.30
萱谷ポンプ場	萱谷町 消火栓 (参考：場内残留塩素計)	0.20	0.30
荒谷加圧ポンプ場	荒谷町 消火栓	0.20	0.30
大塩・国兼加圧ポンプ場	国兼町 消火栓 (参考：場内残留塩素計)	0.30	0.40
	森久町 消火栓	0.15	0.15
瓜生野送水ポンプ場	場内給水栓 (送水ポンプ吐出側)	0.20	0.25
坂口第1送水ポンプ場	場内残留塩素計 (送水ポンプ吐出側)	0.30	0.40
中山配水池	場内残留塩素計	0.25	0.30
ひばりヶ丘送水ポンプ場	ひばりヶ丘団地 消火栓	0.20	0.25
桜ヶ丘送水ポンプ場	場内給水栓 (送水ポンプ吐出側)	0.25	0.35
	朝陽台加圧ポンプ場 給水栓	0.20	0.25
横根・三ツ俣送水ポンプ場	場内給水栓 (送水ポンプ吐出側)	0.25	0.30
しきぶ台加圧ポンプ場	場内給水栓 (加圧ポンプ吐出側)	0.20	0.25
白山浄水場	場内残留塩素計 (高区配水池)	0.33	0.38
服部第1送水ポンプ場	場内残留塩素計 (送水ポンプ吐出側)	0.35	0.35
服部低区配水池	場内残留塩素計	0.28	0.28
	西河内町 消火栓	0.25	0.25
水間送水ポンプ場	場内残留塩素計 (送水ポンプ吐出側)	0.35	0.40
水間配水池	場内残留塩素計	0.30	0.30
月尾送水ポンプ場	場内残留塩素計 (送水ポンプ吐出側)	0.35	0.40
月尾配水池	場内残留塩素計	0.30	0.30

目標pH

苛性ソーダ注入施設	pH測定場所	目標pH
王子保浄水場	場内pH計 (送水pH)	6.7～7.0

イ. 水圧管理の水準

管末で減圧給水とならないように各浄配水場の配水圧力を適切に管理すること。

なお、加圧ポンプ設備の水圧管理に関する要求水準は、以下のとおりとする。

池ノ上ミニ加圧ポンプ場	0.26MPa～0.51MPa
朝陽台加圧ポンプ場	0.36MPa～0.42MPa

しきぶ台加圧ポンプ場	0.32MPa～0.56MPa
上記以外の浄配水場施設	自然流下型の施設であるため、特に要求水準を設けないが、減圧給水とならないように、施設出口バルブなどの管理を適切に行うこと。

ただし、配水管末端において、0.15MPaの配水圧力を確保すること。

また、工業用水道施設の水圧管理に関する要求水準は、以下の通りとする。

工業用水道配水本管	0.50MPa～0.75MPa
-----------	-----------------

ただし、配水管末において、0.15MPaの配水圧力を確保すること。

ウ．水量管理の水準

配水状況により必要な設備・機械を運転し、取水量の調整、浄水処理工程での水位等のバランス調整及び配水池水位の監視を行う。また、施設能力（浄水能力、配水能力）に応じた配水量の調整を行う。なお、県水受水量管理に関する要求水準は、以下のとおりとし、受水量の計画、管理、調整を行う。

	池ノ上配水池	西谷配水池	不老第1・第2配水池
県水平均受水量 25,000 m ³ /日	11,000 m ³ /日	10,800 m ³ /日	3,200 m ³ /日

エ．薬品の調達及び管理

最適な浄水処理により良好な水質を保持するために必要な浄水薬品（次亜塩素酸ナトリウム、苛性ソーダ、水質測定用の試薬類）の調達及び管理については、関係法令に定めのある有資格者の業務を含め受注者にて行う。また、浄水薬品の購入・保管管理については、以下の点に留意すること。

- ①購入仕様書に次亜塩素酸ナトリウム中の塩素酸濃度等の品質規格を規定し、仕様を満たしたものが納品されているかを確認すること。
- ②設定最大注入率において薬品基準に適合しているか確認すること。
- ③保管管理に当たり、品質劣化等に留意すること。

オ．電力・燃料の調達と管理

水道施設の運転管理を良好に行うために必要な電力・各種燃料の調達は受注者が行い、適正に管理すること。また、受注者は効率的な運営に努めること。

カ．通信の調達と管理

テレメータや電話回線等運転管理に必要な通信の調達やその管理については、受注者が行う。

キ．データの記録・分析・整理

受注者は、運転管理に係るデータの項目、記録の方法をあらかじめ本市と協議し、これを記録・分析・整理するものとする。

ク．緊急時の対応

受注者は、設備機器の故障又は不具合が生じ、応急に措置しなければならないと判断した場合、施設の機能を維持できるよう、臨機に緊急の措置を講じ、直ちに本市に報告すること。

なお、緊急の措置には突発修繕も含めることとする。

ケ．緊急時対応マニュアルの作成と訓練の実施

受注者は、緊急時に、本市と連携をとりながら水利用者への影響を最小限に食い止め、安定給水のために最善の対応を図れるように緊急時対応マニュアルを作成しなければならない。

また、緊急時に迅速に対応できるように、業務従事者に対し必要な訓練等を行うものとする。

(3) 施設の保守点検等業務

ア．電気保安業務及び消防設備点検業務

受注者は、自家用電気工作物保安点検や消防設備点検など、関係法令に定める点検について、該当法規に則り業務を実施すること。また、受注者がこれらの業務を再委託する場合は、あらかじめ本市の承認を受け、その点検業者との契約、支払などの業務については、受注者がすべて行うものとする。

イ．保安業務

受注者は、浄配水場内の平穏・安全を保つよう施設の施錠、警備装置の操作、場内、場外の見回りなどの業務を行うこと。

ウ．備品等の保守管理業務

受注者は、施設の維持管理を良好に行うための備品の保守管理を行うこと。

エ．文書の管理業務

受注者は、水道施設の運転管理、維持管理を良好に行う上で必要となる竣工図、その他の文書に関して、毀損・滅失がないよう適正に保管すること。また、本市の指示に従い、必要な修正、追録、廃棄を行うこと。なお、文書の取扱いについては、本市が定める文書管理や個人情報保護に関する規定などに基づいて行うこととする。

オ．データの記録

保守管理に係るデータは、これを記録すること。なお、データの項目、記録の方法等については、業務開始前に事業実施計画書上で明示し本市との協議の上、決定するものとする。

(4) 施設の修繕工事業務

ア．修繕工事業務

受注者は、事業期間内において劣化の生じた設備等についてはその修繕工事を行うこ

と。受注者が行う修繕工事は、予防保全の観点も含め施設の良好な運転を保障するために行うものであり、実施にあたっては、あらかじめ本市の承認を得ること。

なお、突発的で緊急を要するものに関してはこの限りではない。

ただし、本市が年度前にあらかじめ計画した修繕工事（以下「計画修繕工事」という。）や資本的支出に係る工事（以下「改修工事」という。）は除く。

また、突発的に発生した修繕工事で、大規模なもの、施設等に重大な影響を与えるものなどに関しては、本市と協議し対応するものとする。

イ．セキュリティ監視設備の修繕

受注者は、事業期間内において、赤外線監視装置・ケーブル類を除き、劣化の生じたセキュリティ監視設備を、リース契約等を活用し修繕することで、防犯業務に支障を来さないよう管理すること。

ウ．修繕工事の記録

受注者は、修繕工事についてはこれを記録し保管すること。

また、データの項目、記録の方法については、本市と協議の上決定するものとする。

エ．修繕・改修計画

計画修繕工事と改修工事に係る計画（以下「修繕・改修計画」という。）は、本市と受注者があらかじめ協議し、受注者が前年度までの運転管理及び保守点検の実績をもとにこれを作成する。

オ．修繕予定表

受注者は、受注者が行う修繕工事の必要が生じる度に、設備名、修繕内容、金額等必要事項を記載した修繕予定表を作成し、本市の承認を得るものとする。

（５）施設の維持管理

ア．水道施設維持管理業務

受注者は、水道施設の機能を良好に保ち、整理整頓に心掛け、清潔を維持するように努めること。

イ．構造物及び建築物の清掃業務

受注者は、水道施設の構造物及び建築物全体を熟知し、その機能を良好に保つため、清掃等の維持管理を行うこと。その他の建築物における清掃等の維持管理は、必要に応じ、必要な箇所について適宜実施すること。

ウ．除草及び植栽管理業務

受注者は、植栽管理を適宜実施して、維持管理上支障のないよう行うこと。また、周辺住民に不快感を与えないように維持管理を行うこと。

エ．環境衛生管理業務

本業務の実施にあたっては、地域住民の生活環境に十分配慮し、適正な環境衛生管理

を行うこと。また、施設は常に清潔に保ち、水の汚染を防止しなければならない。

(6) 配水管維持管理業務

ア. 漏水監視通知業務

受注者は、遠方監視装置による監視業務において異常水量を発見したときは、その状況を分析把握し、遅滞なく本市に報告しなければならない。

イ. 漏水調査業務

受注者は、漏水調査（現場下見調査・戸別音聴調査・弁栓音聴調査・路面音聴調査・漏水確認調査・流量測定調査等）を実施することで、漏水地点の早期発見に努め、年間有効率（有収率）の向上を図ること。

有効率（有収率）目標値は、実施にあたっては、年度ごとに本市と協議して年間目標有効率（有収率）を設定し調査を実施すること。

調査業務において異常音（漏水音）並びに地上漏水を発見した場合は、遅滞なく本市に報告しなければならない。また、流量測定調査等にて栓弁を取り扱う場合は、事前に本市と打合せを行い、調査技師以上の者が慎重に行わなければならない。なお、夜間調査時（流量測定調査等）は、必要に応じ本市が立ち会うものとする。

(7) その他

ア. 法令の遵守について

本業務の履行にあたっては、関係法令の趣旨を踏まえて遵守すること。

イ. 施設の使用について

本業務の実施に要する事務室、仮眠室等の施設は、その機能を良好に保ち、履行にあたっては関係法令の趣旨を踏まえて遵守すること。

ウ. 備品の使用について

本業務の履行に要する水質計器等の備品は、校正、点検整備を十分行い、その機能を良好に保って、使用の際に支障がないよう管理すること。

(技術レベル向上の取組)

第56条 受注者は、水道施設の管理において、その技術レベルが向上するよう心がけなければならない。

2 受注者は、業務遂行上必要なマニュアルを適宜作成しなければならない。また、マニュアルは常に見直しを行い、本市の承認を受けて適切に管理するものとする。

3 受注者は、水道施設等の管理技術の伝承に努め、技術研修の実施や資格取得の推進を図って業務従業者の技術レベルの向上を図るように努めること。

4 前2項に規定するマニュアル及び本市が承認した文書等の著作権は、本市に帰属する。

(車輛の運行)

第57条 受注者は、巡回施設監視業務等、場外で作業する場合、受注者の所有する車輛を使

用し、受注者の従業者の運転で車輛を運行すること。

2 受注者が使用する車輛には、本市の承認を受けて水道業務に従事していることを示す表示を施すものとする。

3 本市と受注者が同じ車輛に乗ってはいけない。(但し、特別な場合を除く)

4 受注者の車輛事故については、受注者が一切の責任を持つものとする。

(守秘義務)

第58条 受注者は、業務で知り得た本市の施設及び本市の関連情報を業務以外に使用し、又は他に漏らしてはならない。

2 受注者は、本市の承諾を得て管理している書類や図書を許可なく外部に持ち出したり、他人に閲覧、複写、譲渡等したりしてはならない。

第3章 業務書類等

(業務書類等)

第59条 受注者は、業務の履行にあたり次の書類を定められた期間内に提出しなければならない。

2 契約締結後速やかに、次の書類を提出しなければならない。

(1) 着手届

(2) 受託水道技術管理者兼総括責任者選任届

(3) 業務従事者選任届

(4) 事業実施計画書

(5) 借用承認願い(準備期間終了月の20日までに提出)

(6) その他必要なもの

3 年間業務計画書(当該年度開始前月の20日までに提出、ただし、初年度については、準備期間終了月の20日までに提出)

4 年間業務報告書(当該年度分は翌年度の4月10日まで、契約最終年度は最終月の末日までに提出)

5 月間業務計画書(前月の20日までに提出)

6 月間業務報告書(翌月の10日までに提出。当該年度3月分は、当該年度の3月末日までに提出。契約最終年度は最終月の末日までに提出)

7 その他本市がモニタリング等で要求するもの

(業務報告書)

第60条 月間業務報告書及び年間業務報告書は以下について報告すること。

(1) 月間業務報告書

業務完了月毎に次のものを提出する。

ア. 月間業務完了届

イ. 月間業務完了報告書

①月間業務所見

②月間運転管理データ

③月間水質管理データ

④業務実績報告書

ウ. その他業務検査必要書類

(2) 年間業務報告書

ア. 年間業務完了届

イ. 年間業務完了報告書

①年間業務所見

②年間運転管理データ

③年間水質管理データ

④年間業務実績報告書

⑤保全管理年間実績報告書

ウ. その他業務検査必要書類

(業務完了検査)

第61条 受注者は、月間及び年間業務を完了したとき、次の方法により本市の業務完了検査を受けなければならない。

(1) 月間業務完了検査

ア. 月間業務完了検査は、受注者から月間業務完了届が提出され、10日以内に、本市が受注者立会いのもとに行うものとする。

イ. 検査日及び場所については、本市と受注者双方が協議して定めるものとする。

ウ. 検査は、受注者が提出した月間業務計画書に基づき業務報告書の内容について、照合・確認を行う。

エ. 業務完了検査内容のうち、本市が特に認めた事項については、検査を省略することができる。

オ. 検査の結果、不合格となった部分があるときは、受注者は速やかに不合格部分を改良し再検査を受けるものとする。

(2) 年間業務完了検査

ア. 年間業務完了検査は、受注者から年間業務完了届が提出され、10日以内に、本市が受注者立会いのもとに行うものとする。

イ. 検査日及び場所については、本市と受注者双方が協議して定めるものとする。

ウ. 検査は、受注者が提出した当該年の事業実施計画書に基づき業務報告書の内容につ

いて、照合・確認を行う。

エ. 業務完了検査内容のうち、本市が特に認めた事項については、検査を省略することができる。

オ. 検査の結果、不合格となった部分があるときは、受注者は速やかに不合格部分を改良し再検査を受けるものとする。

第4章 その他

(経費の負担)

第62条 受注者が業務履行上で負担する経費は、受注者自らが業務履行上で直接的に必要な事務費及び運転・維持管理費等とし、次のとおりとする。

(1) 机・椅子・書棚・ロッカー・パソコン・プリンター・コピー機等の事務品

ただし、本市が使用を認めた場合は、この限りではない。

(2) 各種用紙・筆記用具・ファイル等の事務用品

ただし、本市が使用を認めた場合は、この限りではない。

(3) 食器棚・茶器・台所用品等の消耗品

ただし、本市が使用を認めた場合は、この限りではない。

(4) 各種作業服・各種靴・各種手袋・ヘルメット・安全マスク・保護眼鏡等の安全保護具・機器

(5) 設備点検・小修理に係る点検工具、回路計、懐中電灯等の工具・機器

ただし、本市が使用を認めた場合は、この限りではない。

(6) 点検・巡回用車両及び車両維持管理に係わる費用

(7) 清掃用具及び清掃用品、消耗品

ただし、本市が使用を認めた場合は、この限りではない。

(8) テレビ・電話・ファックス等の設置工事費及び維持費

(9) 水道施設の運転に必要な薬品、電力、燃料の調達及び管理並びに通信に係る費用

なお、当該年度における費目毎に示した額に対し±3%を超える場合は、本市と受注者相互に清算する。

(10) 水道施設巡回のための装置（巡回、点検シール）

(11) 各種保険の加入に係る経費

(設備台帳)

第63条 設備台帳について、計画的な改築、修繕が実施できるよう契約期間中に受注者が実施した補修若しくは取替えによる機器仕様の変更、修繕履歴等を更新する。

(責任分担)

第64条 契約期間中に生じた運転及び維持管理上の不備、誤操作等による水質の異常、機器

等の破損、故障等は、受注者の負担において速やかに補修、改善若しくは取替え又は補償等により解決することとする。ただし、テロ及び天災事変等の事故による場合は、この限りではない。

2 業務範囲における責任分担については、第66条に定める。

(雑 則)

第65条 本要求水準書に明記されていない事項であっても、受注者は運転操作上、当然必要な業務等は、良識のある判断に基づいて行わなければならない。

2 本市が、運転に係わる資料の提出を要求した場合、受注者は速やかに応じなければならない。

3 受注者は、本市の承諾なく本市の所有物を場外に持ち出し、又は業務に必要としないものを持ち込んで서는ならない。

(本業務実施におけるリスクマネジメント)

第66条 本業務実施における水道施設について、その水道管理者としての責任は本市にあるものとし、本業務範囲における施設の運転・維持管理上の責任は原則として、受注者が負うものとする。ただし、本市が責めを負うべき合理的な理由がある事項については、この限りではない。

2 リスクの分担は契約書第7条第2項によるほか、リスク責任分担の具体的内容は、別紙-14に定めるものとする。

3 適正な本市と受注者のリスク責任分担を図るため、契約期間中において本市及び受注者は当該年度毎若しくは必要の都度、別紙-14記載の内容について協議し、当該内容を適宜更新するものとする。

4 リスクの分散を図るため、本市及び受注者は、保険対応可能な事項については保険加入を実施するものとする。

5 受注者は加入した保険について、事業実施計画書に記載し、その写しを添付するものとする。

(水質の保証範囲)

第67条 受注者が行う施設の運転において、日常監視項目の保証水質は表-1とし、水質管理目標値は表-2、残留塩素濃度については、本要求水準書第55条(2)アのとおりとする。

保証水質 (表-1)

	項 目	水 質	採水箇所
1	pH	5.8以上8.6以下	浄水施設出口
2	味	異常でないこと	浄水施設出口
3	濁度	2度以下	浄水施設出口

(工業用水道)

	項 目	水 質	採水箇所
1	水温	摂氏 2 5 度以下	工業用水道配電制御施設
2	濁度	2 0 度以下	工業用水道配電制御施設

水質管理目標値 (表-2)

	項 目	水 質	採水箇所
1	pH	6.0以上8.0以下	浄水施設出口
2	味	異常でないこと	浄水施設出口
3	濁度	1度以下	浄水施設出口

(疑 義)

第68条 本要求水準書に疑義を生じた場合又は本要求水準書に定めのない事項が生じた場合は、本市と受注者双方協議の上、定めるものとする。

添付-1 浄配水場 施設能力及び年間運転管理指標（取水量、配水量）

■ 各浄水場の年間運転管理指標値は、令和6年度の運転実績値をもとに作成している。

施 設 名	配水施設能力	取 水 量		配 水 量	
		日 平 均 値	日 最 大 値	日 平 均 値	日 最 大 値
	(m ³ /日)	(m ³ /日)	(m ³ /日)	(m ³ /日)	(m ³ /日)
王子保浄水場	5,700	490	4,835	9,834	15,030
向新保送水場	4,300	331	2,794	10,726	12,981
白山浄水場	520	297	401	361	417

県水受水

配水池	受水量(令和6年度実績)	
	日 平 均 値 (m ³)	年 間 受 水 量 (m ³)
池ノ上配水池	9,271	3,884,216
西谷配水池	10,678	3,879,655
不老第1・第2配水池	2,995	1,093,246

別紙-1

業務委託の対象施設・場所及び設備等

施設名称	施設所在地	敷地面積	建物面積
村国浄水場	越前市村国二丁目4-75	4,000m ²	管理棟 390m ² 渡り廊下 20m ² 、 旧管理棟 621m ²
王子保浄水場	越前市富士見が丘二丁目4-12	8,416m ²	管理棟 462m ² 滅菌棟 220m ²
向新保送水場	越前市向新保町	9,427m ²	滅菌・電気室 29m ²
白山浄水場	越前市千合谷町8字御山口3-1	2,473m ²	滅菌室 18m ² 電気室 9m ² 緩速濾過池 172m ² 緩速濾過池 168m ²

委託対象施設

名 称	区 分	備 考
池ノ上配水池	配水池	貯水量 8,700 m ³
西谷配水池	配水池	貯水量 7,500 m ³
不老第1配水池	配水池	貯水量 2,000 m ³
不老第2配水池	配水池	貯水量 2,500 m ³
味真野東部配水池	配水池	貯水量 140 m ³
余川配水池	配水池	貯水量 378 m ³
文室配水池	配水池	貯水量 60 m ³
萱谷配水池	配水池	貯水量 126 m ³
荒谷配水池	配水池	貯水量 30 m ³
森久配水池	配水池	貯水量 140 m ³
瓜生野配水池	配水池	貯水量 20 m ³
坂口配水池	配水池	貯水量 160 m ³
白崎配水池	配水池	貯水量 300 m ³
ひばりヶ丘配水池	配水池	貯水量 100 m ³
桜ヶ丘配水池	配水池	貯水量 70 m ³
横根配水池	配水池	貯水量 60 m ³
月尾配水池	配水池	貯水量 78 m ³
水間配水池	配水池	貯水量 125 m ³
服部低区配水池	配水池	貯水量 138 m ³
服部高区配水池	配水池	貯水量 8.3 m ³
白山低区配水池	配水池	貯水量 461 m ³
白山高区配水池	配水池	白山浄水場内 貯水量 106 m ³
中山配水池	配水池	貯水量 62 m ³
池ノ上緊急遮断弁	減圧弁	緊急遮断弁機能を有する
西谷減圧弁	減圧弁	
不老第2配水池 緊急遮断弁	緊急遮断弁	
蓑脇減圧弁	減圧弁	
黒川減圧弁	減圧弁	
曾原減圧弁	減圧弁	
国兼減圧弁	減圧弁	
萱谷減圧弁	減圧弁	

名 称	区 分	備 考
月尾(南坂下)減圧弁	減圧弁	
月尾(八石)減圧弁	減圧弁	
水間減圧弁	減圧弁	
服部減圧弁	減圧弁	
不老第 1 配水流量計	計量所	
服部低区配水池	計量所	流量計
月尾配水池	計量所	流量計
水間配水池	計量所	流量計
村国浄水場	中央監視施設	
王子保浄水場	浄水施設	1～3 号取水井・送水ポンプ、 滅菌棟
王子保 4 号取水井	取水施設	
向新保送水場	浄水施設	取送水ポンプ、滅菌・電気室
解雷ヶ清水取水口	取水施設	
白山浄水場	浄水施設	電気室、滅菌室、緩速濾過池
今立中継ポンプ場	県施設	引込計装テレメータ盤、 市水流入調節弁
味真野東部送水ポンプ場	ポンプ場	
余川送水ポンプ場	ポンプ場	
文室加圧ポンプ場	ポンプ場	
萱谷ポンプ場	ポンプ場	
荒谷加圧ポンプ場	ポンプ場	
大塩・国兼加圧ポンプ場	ポンプ場	
瓜生野送水ポンプ場	ポンプ場	
坂口第 1 送水ポンプ場	ポンプ場	(春日野加圧ポンプ場)
坂口第 2 送水ポンプ場	ポンプ場	
白崎加圧ポンプ場	ポンプ場	
池ノ上ミニ加圧ポンプ場	ポンプ場	
ひばりヶ丘送水ポンプ場	ポンプ場	
桜ヶ丘送水ポンプ場	ポンプ場	
朝陽台加圧ポンプ場	ポンプ場	
横根・三ツ俣送水ポンプ場	ポンプ場	
しきぶ台加圧ポンプ場	ポンプ場	

名 称	区 分	備 考
月尾送水ポンプ場	ポンプ場	
水間送水ポンプ場	ポンプ場	
服部第 1 送水ポンプ場	ポンプ場	
服部第 2 送水ポンプ場	休止施設	
白山加圧ポンプ場	ポンプ場	
広瀬第 1 送水ポンプ場	ポンプ場	※令和 9 年 3 月竣工（予定）
広瀬第 2 送水ポンプ場	ポンプ場	※令和 9 年 3 月竣工（予定）
丸岡送水ポンプ場	ポンプ場	※令和 9 年 3 月竣工（予定）
工業用水道配電制御施設	計量所	第 5 水源・王子保 6 号取水井含む
工業用水道第 1 水源	取水施設	
工業用水道第 2 水源	取水施設	
工業用水道第 3 水源	取水施設	
工業用水道第 4 水源	取水施設	
姫川取配水場	休止施設	
錦取配水場	休止施設	

1. 対象施設の表に記載されている施設について、そこに設置されている電気設備・機械設備・計装設備・通信設備等すべての機器設備
2. 上記以外の設備で、水道施設を維持管理・運転管理するのに必要な設備（本市が指定し、受注者が了承したもの）

別紙-2 本市が受注者に貸与する貸与品等（別途協議）

別紙－3

上水道施設

水道施設巡視点検一覧表(1)

水源施設

施設名	日常点検	定期点検	ポンプ設備	薬注設備	流量計	水位計	水質計器	制御盤等	計装盤	テレメータ	中央監視	発電機	UPS等	ITV設備
村国浄水場	週1回	年1回					1	5	0	1	1	1	1	1
王子保浄水場	月水金	年1回	11	4	2	5	3	26	1	1		1	2	1
向新保送水場	週1回	年1回	2	2	1	1	2	2	1	1			2	1
姫川取配水場	年2回	－												
錦取配水場	年2回	－												
白山浄水場	月2回	年1回		1	3	1	2		1	1				

加圧施設

施設名	日常点検	定期点検	ポンプ設備	薬注設備	流量計	水位計	水質計器	制御盤等	計装盤	テレメータ	UPS等	発電機	備 考
味真野東部	月2回	年1回	2	2	1		1	1		1	1		定水位弁有
余川	月2回	年1回	2	1	1			2		1			定水位弁有
文室	月2回	年1回	2	2	1		1	1		1	1		
萱谷	月2回	年1回	2	2	1		1	2	1	2	1		
荒谷	月2回	年1回	2	2	1			1		1	1		
白崎	月2回	年1回	2		1			1	1	1	1		
大塩・国兼	月2回	年1回	2	2	1		1	1	1	2	1		
瓜生野	月2回	年1回	2	1	1			1		1			定水位弁有
春日野	月1回	年1回						1		1			
坂口第1	月2回	年1回	3	2	1		1	2	1	2	1		一次圧水位調整弁有
坂口第2	月2回	年1回	2		1			1	1	2	1		
池ノ上ミニ	月2回	年1回	2		1			1		1	1		
ひばりヶ丘	月2回	年1回	3	1	1			1		1	1		PLC,一次圧水位調整弁有
桜ヶ丘	月2回	年1回	2	1	1			1		1	1		PLC,ボールドアップ有
朝陽台	月2回	年1回	3		1			1	1	1	1		定水位弁有
横根・三ツ俣	月2回	年1回	2	1	1			1		1	1		PLC,定水位弁有
しきぶ台	月2回	年1回	2	1	1			1		1	1		一次圧水位調整弁有
白山加圧	月2回	年1回	2		1		1	1	1	2	1		電動弁,定水位弁有
水間	月2回	年1回	2	2	1	2	1	1	1	2	1		PLC有
月尾	月2回	年1回	2	2	1	2	1	1	1	2	1		PLC有
服部第1	月2回	年1回	2	2	1	2	1	1	1	2	1		PLC有

県施設

施設名	日常点検	定期点検	流量計	電動弁	計装盤	テレメータ	UPS等	備 考
今立中継ポンプ場	月1回	年1回	1	1	1	2	1	

水道施設巡視点検一覧表(2)

配水施設

施設名	日常点検	定期点検	流量計	水位計	水質計器	制御盤等	計装盤	テレメータ	遮断弁	UPS等	滅菌設備	備 考
村国	月1回	-	1	1								休止施設
池ノ上	月1回	年1回	1	1		2	1	1	1	1		
西谷	月1回	年1回	1	1	1	1	1	1	1	1		
味真野東部	年3回	年1回		1			1					配水池構造物は年1回
余川	年3回	年1回		1			1					〃
文室	年3回	年1回		1			2	0				〃
萱谷	年3回	年1回		1			2	1				〃
荒谷	年3回	年1回		1			1					〃
白崎	年3回	年1回		1			1					〃
森久	年3回	年1回		1			2	1		1		〃
瓜生野	年3回	年1回		1			1					〃
坂口	年3回	年1回	1	2			1	1		1		〃
ひばりヶ丘	年3回	年1回		1			2	0				〃
桜ヶ丘	年3回	年1回		1			1					〃
横根	年3回	年1回		1			1					〃
白山低区	月1回	年1回	1	1		1	1	1		1		〃
中山	月1回	年1回	1	1	1		1	1		1	1	〃
不老第1・2	月1回	年1回	2	2			3	1(第2)	1(第2)	1(第2)		〃
今立分水第2	月1回	-	1				1					流量計未使用。盤停電状態。
水間	月1回	年1回	1	1	1	1	1	1		1	1	配水池構造物は年1回
月尾	月1回	年1回	1	1	1	1	1	1		1	1	〃
服部低区	月1回	年1回	1	1	1	2	1	1		1	1	〃
服部高区	年3回	年1回					1					〃

減圧施設

施設名	日常点検		制御盤	テレメータ	減圧弁	緊急遮断弁	ポンプ	備考
池ノ上	年3回		2	1		1		
西谷	年3回		1	1	1		1	コルソスにて異常通報
養脇	年1回				1			
萱谷	年1回				1			
国兼	年1回				1			
曾原	年1回				1			
黒川	年1回				1			
水間	年1回				1			
月尾(南坂下)	年1回				1			
月尾(八石)	年1回				1			
服部	年1回				1			

水道施設巡視点検一覧表(3)

機器校正

施設名	pH計	校正周期	備考	濁度計	校正周期	備考	残留塩素計	校正周期	備考	流量計	校正周期	備考
村国浄水場				1	月1回							
王子保浄水場	1	月1回		1	月1回		1	月1回		2	年1回	
向新保送水場				1	月1回		1	月1回		1	年1回	
池ノ上配水池										1	年1回	
西谷配水池							1	月1回		1	年1回	
味真野東部送水ポンプ場							1	月1回		1	年1回	
文室加圧ポンプ場							1	月1回				
萱谷ポンプ場							1	月1回		1	年1回	
坂口第1送水ポンプ場							1	月1回				
大塩・国兼加圧ポンプ場							1	月1回				
白山浄水場				1	月1回		1	月1回		1	年1回	流量計(高区)
白山低区配水池										1	年1回	
白山加圧ポンプ場							1	月1回				
中山配水池							1	月1回		1	年1回	
不老第1・2配水池										2	年1回	
水間送水ポンプ場							1	月1回		1	年1回	
水間配水池							1	月1回		1	年1回	
月尾送水ポンプ場							1	月1回		1	年1回	
月尾配水池							1	月1回		1	年1回	
服部第1送水ポンプ場							1	月1回		1	年1回	
服部低区配水池							1	月1回		1	年1回	

オイル・グリース点検

施設名	送水ポンプ	点検周期	電動弁	点検周期	備考	薬注設備	点検周期	備考
王子保浄水場	2	年2回						
向新保送水場						2	年2回	
余川送水ポンプ場	2	年2回						
服部第1送水ポンプ場	2	年2回	2	年1回				
水間送水ポンプ場	2	年2回	2	年1回				
月尾送水ポンプ場	2	年2回	2	年1回				

水道施設巡視点検一覧表(4)

工業用水道施設

機器校正

施設名	pH計	校正周期	備考	濁度計	校正周期	備考	流量計	校正周期	備考
配電制御施設	1	月1回		1	月1回		1	年1回	

水源施設

施設名	日常点検	定期点検	ポンプ設備	流量計	水位計	水質計器	制御盤等	テレメータ	UPS等	減圧弁	備考
第1水源	月2回	年1回	1		1		1				
第2水源	月2回	年1回	1		1		1				
第3水源	月2回	年1回	1		1		1				
第4水源	月2回	年1回	1		1		1				
配電制御施設	週1回	年1回		1		2	4	1	1	1	

需要施設

施設名	日常点検	定期点検	流量計	計装盤	UPS等	備考
北陸コカコーラボトリング(株)	月1回	年1回	1	1		
(株)TOP	月1回	年1回	1	1		
未来コーセン(株)	月1回	年1回	1	1		
ニューポー化成(株)	月1回	年1回	1	1		
信越化学工業(株) 池ノ上工場	月1回	年1回	1			
信越化学工業(株) 池ノ上分工場B2	月1回	年1回	1	1		
アイシン福井(株) 本社工場	月1回	年1回	1	1		
アイシン福井(株) 池ノ上工場	月1回	年1回	1	1		
(株)福井村田製作所	月1回	年1回	1	1		
(株)福井村田製作所 武生事業所(D棟)	月1回	年1回	1	1		
(株)福井村田製作所 EC2棟	月1回	年1回	1	1		
ハッピー化学工業(株)	月1回	年1回	1	1		
山滝化成(有)	月1回	年1回	1	1		
武生特殊鋼材(株)	月1回	年1回	1	1		(将来)

巡視・点検・測定及び試験の基準

No.1

設 備	区 分	機 器	点 検 項 目	措 置
高 圧 電 気 設 備	日 常 点 検	受配電盤 ポンプ盤 断路器・遮断器 変圧器・コンデンサ 避雷器 母線・ケーブル	盤内外面の汚損や損傷 表示灯(器)の不点灯(動作) 計器の指示及び動作 操作、切替器の異常 機器の異常音、異臭、振動、過熱 配線の汚損や損傷 施錠装置の機能に異常 温度、油量、油漏洩 支持物、碍子の損傷、変色、汚れ	清掃 取替リセット 調整 調査補修 調査補修 清掃
	定 期 点 検	受配電盤 ポンプ盤 断路器・遮断器 変圧器・コンデンサ 避雷器 母線・ケーブル	盤外面の発錆、通気口の損傷 主配線の締め付け、離隔確認 継電器の指示及び動作確認 機器の総合動作確認 高圧施設の接地抵抗等の測定	1回／2年(偶数年に)
低 圧 電 気 設 備	日 常 点 検	電灯、コンセント テレメータ盤 その他盤類	外面の汚損や損傷 温度、油量、油漏れ 支持物、碍子の損傷、変色、汚れ 機器の異常音、異臭、振動、過熱 配線の亀裂や汚損 電灯の不点灯、コンセントの損傷	清掃 調査補修 補修 補修 清掃 取替
	定 期 点 検	テレメータ盤	機器、警報の動作確認 機器の操作試験 主配線の締め付け、離隔確認 低圧設備の接地抵抗等の測定	1回／2年(偶数年に)

巡視・点検・測定及び試験の基準

No.2

設 備	区 分	機 器	点 検 項 目	措 置
U P S ・ 直 流 電 源 設 備	日 常 点 検	UPS 直流電源装置	盤内外面の汚損や損傷 表示灯(器)の不点灯(動作) 計器の指示及び動作 配線の汚損や損傷 機器の異常音、異臭、振動、過熱	清掃 取替リセット 調整 増し締め 調査補修
	定 期 点 検	UPS 直流電源装置	盤外面の発錆、通気口の損傷 主配線の締め付け、離隔確認 バッテリー電圧・寿命の確認 本体寿命の確認	
非 常 用 自 家 発 電 設 備	日 常 点 検	ディーゼル発電機 コンプレッサー 補機 燃料油槽・燃料移送P 配管 減圧水槽 地下タンク貯蔵施設	機器の外面の汚損や損傷 温度、油量、油漏洩 貯水量、漏水 機器の異常音、異臭、振動、過熱 運転、動作の確認 配線の亀裂や汚損	清掃 補充、調査補修 補水、調査補修 1回／月 清掃
	定 期 点 検	ディーゼル発電機 コンプレッサー 補機 燃料油槽・燃料移送P 減圧水槽 地下タンク貯蔵施設	機器、警報の動作確認 機器の総合動作確認 主配線の締め付け、離隔確認 冷却水の補給量の確認 地下タンク貯蔵施設定期点検	清掃、調査補修 1回／年

巡視・点検・測定及び試験の基準

No.3

設 備	区 分	機 器	点 検 項 目	措 置
計装設備	日常点検	流量計 水位計 残留塩素計 濁度計 pH計 温度計 雨雪量計 圧力計 開度計	機器の汚損や損傷 計器の指示・精度 配線の汚損や損傷 機器の異常音、異臭、振動、過熱	清掃 校正、調査補修 調査補修
	定期点検	流量計 水位計 雨雪量計	精度確認・絶縁抵抗測定等 精度確認、対向試験 計器の汚損や損傷、動作確認	調整、調査補修 校正、調査補修 3回/年
中央・遠方監視設備	日常点検	中央監視装置 テレメータ装置	各機場の運転状態の確認 各機場の計測値の確認 記録データの確認 機器の異常音、異臭、振動、過熱 機器の動作確認 機器の損傷、汚れ	調査補修 補修 清掃

巡視・点検・測定及び試験の基準

No.4

設 備	区 分	機 器	点 検 項 目	措 置
各種機械設備	日常点検	取水ポンプ 送水ポンプ 加圧ポンプ 真空ポンプ 排水ポンプ 電動弁等補機 緊急遮断弁 減圧弁	機器外観の汚損や損傷 計器の指示及び動作 機器の異常音、異臭、振動、過熱 配線の汚損や損傷 軸封水量の確認 潤滑油量、漏れのチェック	清掃 調査補修 増し締め、消耗品取替 充填、入替、調査補修
	定期点検		指定した機器の潤滑油状態確認	充填、入替
薬注設備	日常点検	次亜注入機 苛性ソーダ注入機 薬品貯留槽 配管 制御盤	機器の運転状態の確認 機器の異常音、異臭、振動、過熱 機器の動作確認 薬品漏洩有無 薬品残量の確認 機器・貯留槽の損傷、汚れ 薬品の受入	調査補修 調査補修 運搬、補充 清掃、調査補修

巡視・点検・測定及び試験の基準

No.5

設 備	区 分	機 器	点 検 項 目	措 置
浄水場等構築物	日常点検	浄水場 送水場 ポンプ場 配水池 水源	水源の汚染の防止 構築物の柵、入口の施錠 構築物外観、内部の損傷、破損 給、配水設備の異常 外灯等防犯設備の異常 空調設備の異常 屋内の整理、汚れ 消火器自主外観点検	1回/3ヵ月 簡易な清掃 年1回
	臨時点検・検査		震度5以上の時 豪雪、水害等が発生した時 雷による施設被害が発生した時 強い台風の通過前後 毎日水質検査での残塩低下時 市職員の指示による臨時点検	

別紙-5-1

危険物取扱業務対象と内容

施 設 名	種 別	細 別	単位	数量
王子保浄水場	非常用発電機地下タンク	軽油3,000ℓ	基	1

別紙-5-2

天井クレーン年次点検対象場所等

施 設 名	設 置 場 所	容 量	揚程	単位	数量
王子保浄水場	滅菌棟南側倉庫	2 T O N	4 m	台	1

別紙-6

自家用電気工作物点検の対象場所等

施設名	所在地	設備容量 (KVA)	最大電力 契約電力 (KW)	受電電圧 (V)	予備発電装置		
					出力 (KVA)	電圧 (V)	設置数
王子保浄水場	越前市富士見が丘 二丁目4-12	1 φ 20	86kW	6,600	500	6,600	1 基
		3 φ 200					
		3 φ 500					
村国浄水場	越前市村国2丁目 4-75	電灯	10A	105/210	30	210	1 基
		動力	25kW	210			
工業用水道 配電制御施設	越前市下平吹町 34-19	200kVA	120kW	6,600			

別紙-7

清掃・草刈・剪定・雪吊り業務対象範囲

【清掃】

(単位 m²)

施 設 名	清掃箇所	清掃面積	仕上面積	備 考
村国浄水場	管理棟	223.63	206.90	年2回、洗浄ワックス掛け 年1回、窓拭き・すす払い
	旧管理棟 (送水ポンプ棟)	160.14	153.66	〃
王子保浄水場	管理棟	109.00	109.00	年1回、洗浄ワックス掛け 年1回、窓拭き・すす払い

【剪定・雪吊り】

施 設 名	剪 定	雪吊り
村国浄水場	低木(さつき)、松	低木(さつき)
王子保浄水場	低木(さつき)、カイズカイズキ	低木(さつき)

【浄水場】

No. 1

施 設	区 分	業 務	実 施 日					年	備 考
村国浄水場	場内	草刈り(機械)	5月	7月	9月			3回	刈草搬出含む
		剪定	6月					1回	低木・松・唐楓
	建屋	清掃	6月	12月				2回	洗浄ワックス掛け
		清掃	11月					1回	すす払い・窓拭き・倉庫清掃
	場内	雪吊り	10月	11月	3月			1回	10月:雪吊り準備 3月末頃、雪吊り取外し
	堤防	草刈り(機械)	5月	7月	9月			3回	7月はクリーン大作戦前に実施の事
	3・4号水源	草刈り(機械)	5月	7月	9月			3回	
王子保浄水場	場内	草刈り(機械)	5月	7月	9月			3回	刈草搬出含む
		剪定	6月					1回	低木
	建屋	清掃	12月					1回	洗浄ワックス掛け
		清掃	11月					1回	すす払い・窓拭き
	場内	雪吊り	10月	11月	3月			1回	10月:雪吊り準備 3月末頃、雪吊り取外し
	4・6号水源	草刈り(機械)	5月	8月				2回	
	堤防	草刈り(機械)	8月					1回	
	北排水路	草刈り(機械)	8月					1回	
向新保送水場	フェンス内外	草刈り(機械)	5月	7月	9月			3回	
	周辺	草刈り(機械)	5月	7月	9月			3回	上広場・下広場
旧姫川取配水場	場内	清掃・草刈り						－	点検時
旧錦取取配水場	場内	清掃						－	点検時
白山浄水場	場内・法面	草刈り(機械)	6月	9月				2回	初回分については 7月7日前日までに実施
	場内	剪定	6月					1回	

【ポンプ場】

味真野東部 送水ポンプ場	場内	草刈り(機械)						－	必要時
余川送水 ポンプ場	場内・法面	草刈り(機械)	6月	9月				2回	南側用水路法面
萱谷ポンプ場	フェンス内外	草刈り(機械)						－	必要時
荒谷加圧 ポンプ場	場内・周辺	草刈り(機械)	6月	9月				2回	
大塩・国兼 加圧ポンプ場	場内・ フェンス内外	草刈り(機械)						－	必要時
瓜生野 送水ポンプ場	場内 フェンス内外	草刈り(機械)						－	必要時
坂口第1 送水ポンプ場	場内・周辺	草刈り(機械)	6月	9月				2回	3m程度
坂口第2 送水ポンプ場	フェンス周囲	草刈り(機械)	6月	9月				2回	3m程度
白崎 加圧ポンプ場	場内	剪定・草刈り	6月					1回	
ひばりヶ丘 送水ポンプ場	場内	草刈り(機械)						－	必要時
朝陽台 加圧ポンプ場	周囲	草刈り(機械)						－	必要時
桜ヶ丘 送水ポンプ場	周囲	草刈り(機械)						－	必要時
横根・三ツ保 送水ポンプ場	場内 フェンス内外	草刈り(機械)						－	必要時
しきぶ台 加圧ポンプ場	場内 フェンス内外	草刈り(機械)						－	必要時

【ポンプ場】続き

No. 2

施 設	区 分	業 務	実 施 日					年	備 考
月尾送水ポンプ場	場内・フェンス内外	草刈り(機械)						-	必要時
水間送水ポンプ場	場内	草刈り(機械)						-	必要時
服部第1送水ポンプ場	場内	草刈り(機械)						-	必要時
服部第2送水ポンプ場	場内	草刈り(機械)	5月	7月	9月			3回	
白山加圧ポンプ場	場内	草刈り(機械)						-	必要時

【配水池】

村国配水池	フェンス周辺	草刈り(機械)	5月	7月	9月			3回	
池ノ上配水池	構内フェンス周辺	草刈り(機械)	5月	7月				2回	法面は、防草シート敷設完了の為、対象外
	減圧弁周辺	手刈り						-	必要時 引込柱の蔓除去・草刈り
西谷配水池	構内フェンス周辺	草刈り(機械)	6月	9月				2回	必要に応じて、 剪定も実施
不老第1配水池	構内	草刈り(機械)	6月					1回	
不老第2配水池	構内・進入路	草刈り(機械)	6月					1回	配水池周辺の 連絡道路含む
不老配水池	周辺県道	草刈り(機械)	6月	10月				2回	伐採含む。カラコーン による安全処置実施。
味真野東部配水池	周辺	伐採						-	必要時
余川配水池	周辺	伐採						-	必要時
文室配水池	周辺	伐採						-	必要時
萱谷配水池	周辺	伐採						-	必要時
荒谷配水池	周囲	草刈り(機械)	6月					1回	
	連絡道路	草刈り(機械)	6月					1回	
森久配水池	周囲	草刈り(機械)	6月					1回	
	連絡道路	伐採	6月					1回	
瓜生野配水池	周囲	伐採						-	必要時
坂口配水池	周囲	草刈り(機械)						-	必要時
白崎配水池	周囲	草刈り(機械)	6月					1回	3m程度
ひばりヶ丘配水池	周囲	伐採						-	必要時
横根配水池	周囲	伐採						-	必要時
白山低区配水池	周囲	伐採・草刈り						-	必要時
中山配水池	周囲	草刈り(機械)						-	必要時
月尾配水池	構内・計装 テレメータ盤周辺	草刈り(機械)	5月	7月	9月			3回	配水池連絡道路 L=330mを含む(7月)
	連絡道路	除雪						2回	330m/ヶ所 必要時
水間配水池	構内	草刈り(機械)	5月	7月	9月			3回	周辺山沿い1.5m含む
服部低区配水池	構内フェンス周辺	草刈り(機械)	5月	7月	9月			3回	
服部高区配水池	構内フェンス周辺	草刈り(機械)						-	必要時

【工業用水】

計器室	周囲	草刈り(機械)	5月	8月				2回	
水源1～4号井	周囲	草刈り(機械)	5月	8月				2回	
水源1～4号井	連絡道路	除雪						1回	780m/ヶ所 必要時

別紙-9

除雪対象・除雪範囲

施 設 名	内 容
工業用水道取水井(1～4号)連絡道の除雪	1回 780m/ヶ所 (維持管理する上で最小限の必要な回数)
王子保浄水場 滅菌棟の薬品搬入路	1回 50m/ヶ所
月尾配水池 連絡道路	2回 330m/ヶ所

※図は省略する。

別紙-10

電力調達の対象施設

施 設 名		契約種別	契約		備 考
			電力 (KW)	容量 (A)	
契約名義	項 目				
村国浄水場	中央監視施設	低圧電力(511)	15KW		力率90%
		従量電灯(311)		10A	
王子保浄水場	浄水施設	高圧(682)	93KW		力率100%
王子保第4水源	取水施設	低圧電力(511)	17KW		力率90%
向新保浄水場	浄水施設	低圧電力(511)	47KW		力率90%
		従量電灯(211)		30A	
味真野東部送水ポンプ場	ポンプ場	低圧電力(511)	7KW		力率90%
		従量電灯(211)		15A	
余川送水ポンプ場	ポンプ場	低圧電力(511)	17KW		力率90%
		従量電灯(211)		10A	
文室加圧ポンプ場	ポンプ場	低圧電力(511)	17KW		力率90%
		従量電灯(211)		10A	
萱谷加圧ポンプ場	ポンプ場	低圧電力(511)	5KW		力率80%
		従量電灯(211)		30A	
荒谷加圧ポンプ場	ポンプ場	低圧電力(511)	5KW		力率90%
		従量電灯(111)		5A	
大塩国兼加圧ポンプ場	ポンプ場	低圧電力(511)	10KW		力率90%
		従量電灯(211)		10A	
森久瓜生野送水ポンプ場	ポンプ場	低圧電力(511)	2KW		力率90%
		従量電灯(211)		10A	
春日野加圧ポンプ場	ポンプ場	低圧電力(511)	17KW		力率90%
		従量電灯(211)		30A	
坂口第2ポンプ場	ポンプ場	低圧電力(511)	17KW		力率90%
		従量電灯(211)		30A	
白崎加圧ポンプ場	ポンプ場	低圧電力(511)	13KW		力率90%
		従量電灯(211)		10A	
池ノ上ミニ加圧ポンプ場	ポンプ場	低圧電力(511)	1KW		力率90%
ひばりヶ丘送水ポンプ場	ポンプ場	低圧電力(511)	14KW		力率90%
		従量電灯(211)		15A	
桜ヶ丘送水ポンプ場	ポンプ場	低圧電力(511)	7KW		力率90%
		従量電灯(111)		5A	
朝陽台送水ポンプ場	ポンプ場	低圧電力(511)	4KW		力率80%
		従量電灯(211)		10A	

施 設 名		契約種別	契約		備 考
			電力 (KW)	容量 (A)	
契約名義	項 目				
横根三ツ又ポンプ場	ポンプ場	低圧電力(511)	7KW		力率90%
		従量電灯(211)		10A	
式部台加圧ポンプ場	ポンプ場	低圧電力(511)	9KW		力率90%
		従量電灯(211)		10A	
白山浄水場	浄水施設	従量電灯(211)		30A	
白山加圧ポンプ場	ポンプ場	従量電灯(211)		20A	
月尾送配水ポンプ場	ポンプ場	低圧電力(511)	13KW		力率90%
		従量電灯(211)		30A	
水間浄水場	ポンプ場	低圧電力(511)	9KW		力率90%
		従量電灯(211)		20A	
服部送水ポンプ場	ポンプ場	低圧電力(511)	13KW		力率80%
		従量電灯(211)		30A	
池ノ上配水池	配水池・減圧弁	従量電灯(211)		20A	緊急遮断弁
西谷配水池	配水池	従量電灯(211)		30A	
西谷減圧弁	減圧弁	従量電灯(211)		10A	
文室配水池	配水池	従量電灯(211)		10A	
萱谷配水池	配水池	従量電灯(211)		10A	
森久配水池	配水池	従量電灯(111)		5A	
坂口配水池	配水池	従量電灯(211)		20A	
ひばりヶ丘配水池	配水池	従量電灯(111)		5A	
白山配水池	配水池	従量電灯(211)		20A	
中山配水池	配水池	従量電灯(211)		20A	
月尾簡易水道	配水池	従量電灯(211)		15A	
水間浄水場(制御電源)	配水池	従量電灯(211)		30A	
水間浄水場(流量計電源)	配水池	従量電灯(111)		5A	
服部低区配水池追塩	配水池	低圧電力(511)	13KW		
		従量電灯(211)		30A	
不老流量計	計量所	従量電灯(211)		10A	不老第1
工業用水道制御室	計量所	高圧(612)	76kW		力率98%
工業用水第3水源	取水施設	低圧電力(511)	29KW		力率90%
工業用水第4水源	取水施設	低圧電力(511)	29KW		力率90%

別紙-1 1

通信調達の対象施設

NTT通信回線

自	至	専用回線ID	備考
村国浄水場	王子保浄水場	773-102147	0778-24-0607 (TEL)
	向新保送水場	777-503644	
	池ノ上配水池(緊急遮断弁)	773-113298	
	西谷配水池	773-101041	
	西谷減圧弁	----	0778-23-9323 (コルソス)
	味真野東部送水ポンプ場	776-402950	
	余川送水ポンプ場	776-402948	
	文室加圧ポンプ場	776-402949	
	萱谷ポンプ場	773-117890	
	荒谷加圧ポンプ場	776-400876	
	大塩・国兼加圧ポンプ場	776-400875	
	瓜生野送水ポンプ場	776-400873	
	坂口第1送水ポンプ場	776-400874	春日野加圧ポンプ場
	白崎加圧ポンプ場	777-508840	
	池ノ上ミニ加圧ポンプ場	773-116770	
	ひばりヶ丘送水ポンプ場	776-400872	
	朝陽台加圧ポンプ場	773-116769	
	桜ヶ丘送水ポンプ場	776-400870	
	横根・三ツ俣送水ポンプ場	776-400871	
	しきぶ台加圧ポンプ場	773-118349	令和6年2月 NTT専用回線切替
	白山浄水場	777-500505	
	白山加圧ポンプ場	773-103446	
	中山配水池	773-101308	
	今立中継ポンプ場	773-113021	
	月尾送水ポンプ場	773-117161	
	水間送水ポンプ場	773-116763	
	服部第1送水ポンプ場	773-117315	
	工業用水道配電制御施設	776-400859	
文室加圧ポンプ場	文室配水池	776-400862	
萱谷ポンプ場	萱谷配水池	777-502549	
大塩国兼加圧ポンプ場	森久配水池	776-400861	
坂口第1送水ポンプ場	坂口第2送水ポンプ場	777-502597	
坂口第2送水ポンプ場	坂口配水池	777-502596	
ひばりヶ丘送水ポンプ場	ひばりヶ丘配水池	776-400845	
白山加圧ポンプ場	白山低区配水池	776-400883	
月尾送水ポンプ場	月尾配水池	773-117160	
水間送水ポンプ場	水間配水池	773-116762	
服部第1送水ポンプ場	服部低区配水池	773-117316	
監視カメラ (ITV)	村国浄水場	フレッツVPNワイド [®]	ID:L1802W1603878400
	王子保浄水場	フレッツVPNワイド [®]	ID:L1802W1603893606
	向新保送水場	フレッツVPNワイド [®]	ID:L1802W1603900041
村国浄水場	事務室	一般回線	0778-23-5597 (TEL)
	事務室	一般回線	0778-24-2874 (FAX)

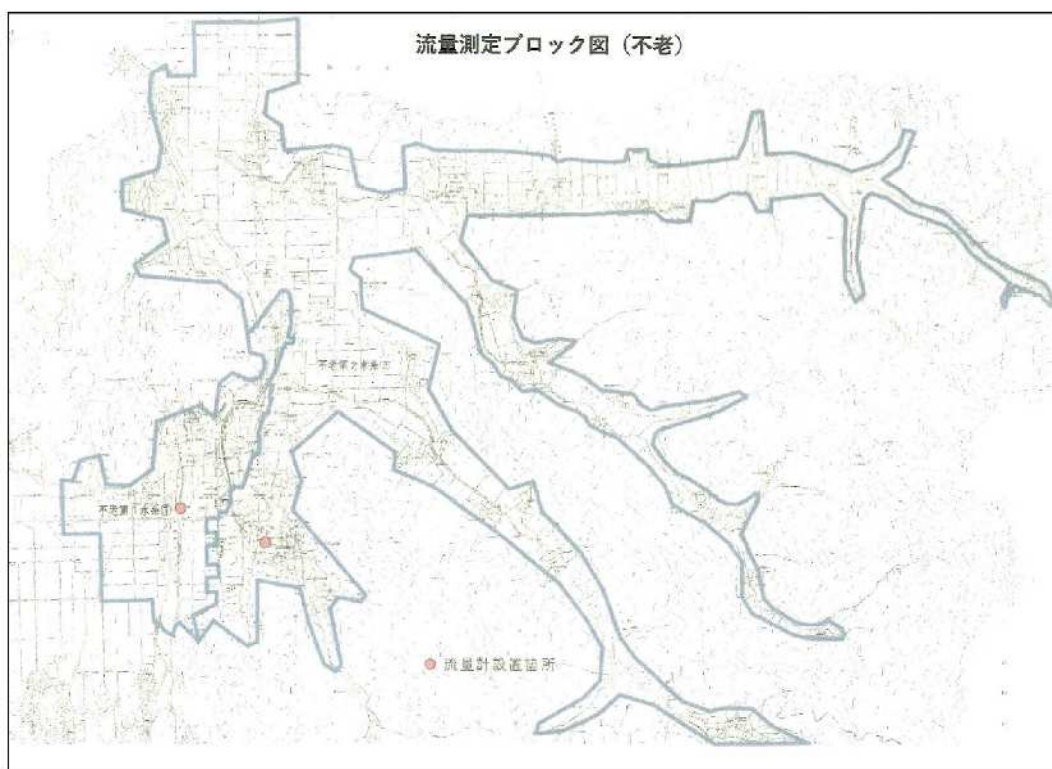
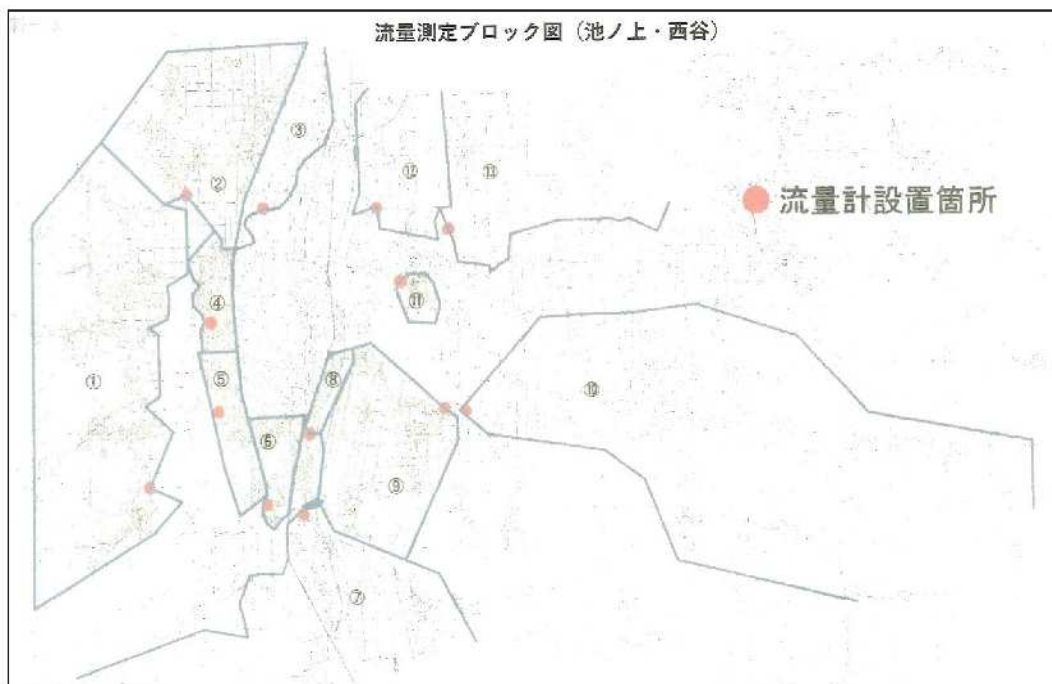
別紙-1 2

個別排水処理施設料金調達の対象施設

施 設 名	下水道使用量（参考）
村国浄水場管理棟（中央）	—

別紙-1 3

流量測定ブロック図



リスク責任分担

対 象 項 目		役割分担	
		本市	受注者
1. 財産管理	①行政財産使用許可	○	
	②占用許可申請	○	
	③管理用用地管理	○	
	④水利権許可申請	○	
2. 運転管理	①苦情処理		
	・苦情初期対応（電話対応）	○	
	・苦情対応（現場対応）	○	
	②配水管事故		
	・漏水初期対応（電話対応）	○	
	・漏水対応及び復旧対応	○	
	・大規模な漏水及び広範な断水を伴う漏水	○	○
	③停 電		
	・落雷等による停電		○
	・送電事故等に伴う地域大規模停電	○	○
	④施設事故（薬品漏洩、場内配管破損等）		
	・初期対応		○
	・減断水を伴わない事故		○
	・減断水を伴う事故	○	○
	⑤浄水発生土搬出处分に係る業務		
3. 浄水処理管理	・契約	○	
	・連絡、マニフェスト発行に係る準備作業	○	
	⑥水運用		
	・軽微な水運用		○
	・平常時、事故時の水運用	○	○
	①平常時の処理		○
4. 保全管理	②浄水処理施設故障時の処理		
	・供給水質に影響を与えない事態		○
	・減断水を伴う事態	○	○
	③水質異常時の処理		
	・供給水質に影響を与えない事態		○
5. 防 災	・減断水を伴う事態	○	○
	①点 検（メーカー精密点検を除く）		○
	②修 繕（200万円以下（消費税込み）の修繕）		○
	③埋設配管漏水復旧（導水暗渠、場内配管）	○	
	④施設改良	○	
5. 防 災	⑤電気主任技術者	○	○
	①地震（震度5以上）		
	・委託施設（水道施設）	○	○
	・委託外施設（配水管等）	○	
	②火 災		
	・初期対応（消防通報・本市への通報）		○
	・火災に伴う対応	○	○
	③福井県及び市の防災体制に基づく業務	○	

※注意 本市、受注者双方に○が付いているものは、状況に応じ、本市と受注者の両者にリスク責任が発生することが考えられることから、連絡等によりリスクの分担を図る。